

◎新潟県告示第610号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	はるshiny	村上市安良町1番1号 1F	一般社団法人 Natural	令和5年 3月31日
放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスにこり	見附市月見台1丁目2761番地	社会福祉法人栃尾福祉会	令和5年 3月31日
放課後等デイサービス	ハローハロー	新発田市五十公野4970-2	特定非営利活動法人 新発田市手をつなぐ 育成会	令和5年 3月31日